

# 序章 計画策定にあたって

## 序-1. 計画策定の背景と目的

津島市は、愛知県の西部、名古屋市の西方約 16 キロメートルに位置し、西には、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川が流れている。古くから、津島神社の「門前町」、尾張と伊勢を結ぶ要衝の「津島湊」<sup>つしまみなと</sup>として繁栄し、近代毛織物産業の発祥の地として、尾張地域の発展に大きな役割を果たしてきた。今も、昔を偲<sup>しの</sup>ばせる歴史的な町並みや歴史文化遺産が数多く残っている。また、市域東部を中心に田園風景が広がり、都市環境と水や緑の自然環境が融合した都市でもある。

津島神社は、社伝によると欽明天皇元年(540)に鎮座し、津嶋社と呼ばれていた。中世になると、疫病退散の神として牛頭天王を祀り、津島牛頭天王社と呼ばれるようになった。当時、疫病の流行は最も恐れられていたことから民衆は厚く信仰し、全国から多くの参拝客が訪れ、津島は牛頭天王社の門前町として繁栄していった。近世には、織田信長や豊臣秀吉の信仰も深く多大の寄進を受け、「西の祇園社・東の津島社」とも「伊勢と津島、いずれかけても片参り」ともいわれるほど著名な神社になった。明治元年(1868)に神仏分離令が出されたことに伴い、翌2年(1869)に建速須佐之男命<sup>たけはやすさのみこと</sup>を祭神として津島神社に改称したが、現在でも全国から多くの参拝客が訪れている。

現在、天王川公園で行われる尾張津島天王祭は、中世に津島牛頭天王社の夏季大祭として始まり、近世以降、津島が門前町・湊町として経済的に発展するとともに年々華麗さを増し、全国有数の川祭となった。平成28年(2016)12月には、「尾張津島天王祭の車楽舟行事」<sup>だんじり</sup>が、全国33件の「山・鉦・屋台行事」の一つとして、ユネスコ無形文化遺産に登録された。

江戸期に始まった市神社の七切祭<sup>いちがみしや ななきりまつり</sup>、大土社<sup>おおつちしや</sup>(土は土の俗字)の今市場祭<sup>いまいちばまつり</sup>、居森社<sup>いもりしや</sup>の向島祭<sup>むかいしままつり</sup>と、大正4年(1915)ごろに始まった石採祭<sup>いしどりまつり</sup>は、大正15年(1926)に津島神社が県社から国幣小社<sup>こくへいしょうしや</sup>に昇格したのを奉祝して、合同で行うようになった。江戸期に神守地区で始まった憶感神社<sup>おっかん</sup>・穂歳神社<sup>ほうとし</sup>の山車祭<sup>だし</sup>、神守地区・神島田地区で始まった氏神祭<sup>かぐら</sup>での神楽も、昭和30年(1954)の神守村の合併、翌31年(1955)の神島田地区の合併に伴って、これらの祭が同日に開催されるようになり、現在では10月第1日曜日とその前日の土曜日に「尾張津島秋まつり」として行われている。

本町筋周辺には江戸末期から茶の湯文化が広まり、現在も抹茶小売店が点在し、地域住民は来客に抹茶を振る舞って、おもてなしをしている。寺院も行事に合わせて抹茶を購入し、参拝者に振る舞っている。本町筋は茶室を設えた町家が多く残っていることから、一部では「お茶室ロード」と呼ばれている。

また、木曾三川により運ばれた土砂が堆積してできた濃尾平野に位置する本市は、水との関わりが切っても切れない地域でもある。市のほぼ全域が海拔ゼロメートル以下になるため、一度洪水が起きると、流れ込んだ水の排除が困難になり、長期にわた

る浸水被害に悩まされてきた。一方で、肥沃な土壌と豊富な水を活かした農業と、その豊穡を願い感謝して行われる祭りの発達に繋がった。また、豊富に水を使えたこととその水質が毛織物産業の工程の一つである染色整理に適していたため、本市で織機が開発されたことと相まって毛織物産業が発展した。豊富な水が使えるという点では、金魚の産地である現在の弥富市から金魚の養殖技術が伝えられ、今も続けられている。

本市では、津島神社周辺及び農地周辺の祭文化や本町筋周辺の茶の湯文化等の津島市固有の歴史文化遺産を、文化財保護法による保護等により保全・継承に取り組んできた。しかし、歴史的建造物は、経年劣化や維持管理に多くの費用と手間がかかることから失われつつある。それとともに、周辺の歴史的建造物とは不釣り合いな建築物が建築されることにより、歴史的な町並みが損なわれつつある。また、歴史的建造物やその周辺で営まれてきた祭礼等の歴史や伝統を反映した活動も高齢化や人口減少による担い手不足により継承が難しくなっており、歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

こうした状況を踏まえ、平成 20 年（2008）に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、市民・団体・行政等が力を合わせ、古くから受け継がれてきた地域に息づく津島固有の歴史的風致を守り、育て、継承し、地域の活性化に繋げていくことを目指して「津島市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

## 序-2. 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度（2020）から令和 11 年度（2029）までの 10 か年とする。

### 序-3. 計画の策定体制

本計画は、以下の策定体制に示す、担当課における素案の作成、庁内組織である「津島市歴史的風致維持向上計画庁内検討委員会（以下「庁内委員会」という。）」における事業等の検討、及び歴史まちづくり法第 11 条第 1 項の規定により設置した「津島市歴史的風致維持向上計画策定協議会」における計画案の協議、並びにパブリックコメント等による市民意見の募集を経て策定された。

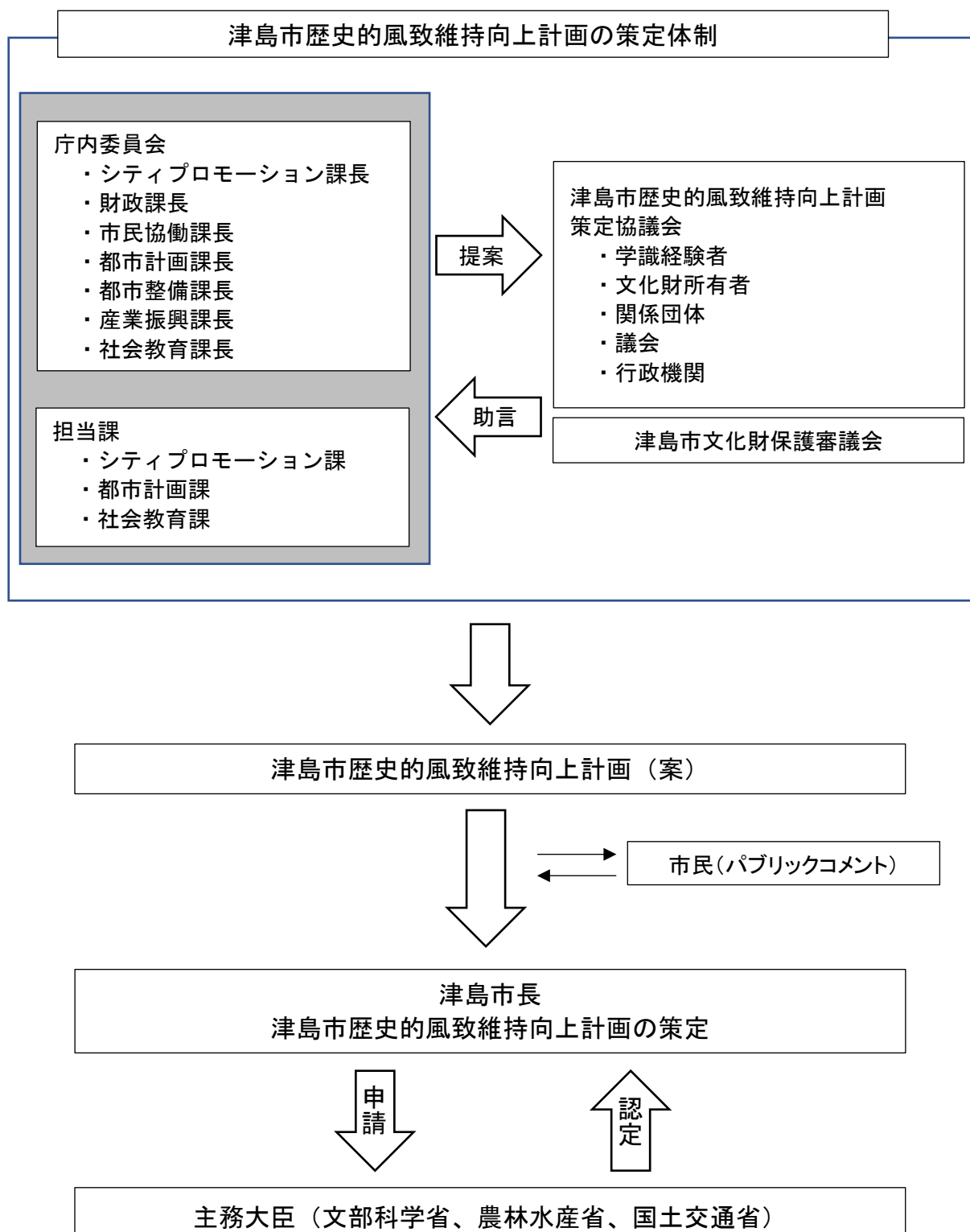


図 0-1 津島市歴史的風致維持向上計画の策定体制

表 0-1 津島市歴史的風致維持向上計画策定協議会名簿

	区分	役職	氏名
1	学識経験者	津島市文化財保護審議会会長	黒田 剛司
2		三重大学工学研究科建築学専攻准教授	浅野 聡
3		津島市立図書館館長	園田 俊介
4	文化財所有者	津島神社宮司	堀田 正裕
5	関係団体	津島商工会議所専務理事	浅田 英宣
6		津島市観光協会副会長	田宮 祥江
7		愛知県建築士事務所協会津島支部長	青山 道男
8	議会	津島市議会総務委員長	
9	行政機関	愛知県海部建設事務所長（～平成31年3月31日）	
		愛知県海部建設事務所企画調整監（平成31年4月1日～）	
10		愛知県文化財保護室室長補佐	
11		津島市市長公室長	
12		津島市建設産業部長	
13		津島市教育委員会事務局長	
14	オブザーバー	中部地方整備局建政部計画管理課長	

#### 序-4. 計画策定の経緯

表 0-2 計画策定の経緯

開催日	会議名等
平成30年12月19日	第1回津島市歴史的風致維持向上計画庁内検討委員会
平成30年12月26日	第1回津島市歴史的風致維持向上計画策定協議会
平成31年3月20日	第2回津島市歴史的風致維持向上計画策定協議会
平成31年4月23日	第2回津島市歴史的風致維持向上計画庁内検討委員会
令和元年6月21日	第3回津島市歴史的風致維持向上計画庁内検討委員会
令和元年7月5日	第3回津島市歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和元年11月14日	第4回津島市歴史的風致維持向上計画策定協議会